

確定拠出年金運用関連業務に関する勧誘方針

当行は、確定拠出年金制度における運営管理機関として業務を遂行するにあたって、以下のルールを守ります。

1. お客様の金融商品に対する知識やご経験、資産構成や運用のご意向などに配慮した運用方法の選定及び提示を行うよう努めます。
2. 商品の運用指図はお客様ご自身でお決めいただけますよう、商品内容やリスク内容などの重要事項について適切な情報提供と説明に努めます。
3. 断定的判断や事実と異なる情報の提供など、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お客様にとって不都合な時間帯やご迷惑な場所での説明は行いません。
5. お客様にご満足いただける健全で適切な説明を行うため、業務知識などの研鑽を続けてまいります。